

千曲市監査委員公表 第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、千曲市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年10月10日

千曲市監査委員 横尾 浩 美

同 和田 英 幸

措置の通知書

令和5年度(令和4年度分)決算審査

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等
共通事項 1. 財政健全化への取り組み	<p>令和4年度の一般会計決算額は、前年度に引き続き基金積立を増やしつつ黒字決算となり、財政運営は概ね良好です。</p> <p>しかしながら、他会計への繰出金や経常経費は年々増加し、起債償還も令和6年度にピークを迎えますが、将来にわたり継続していきます。また、基金残高を見ると市の借金（起債借入残高）は貯金（基金積立残高）の2倍近くあり、少子高齢化の進展と社会保障費の増大により、今後も歳入の減少と歳出の増加が見込まれる中で厳しい財政運営を強いられることが予想されます。</p> <p>公共施設の適正配置を通じ、財政の改善に資する公共施設再編計画では、施設の耐震化や解体に多額の歳出が見込まれますが、現計画に則り、確実に実施してください。一方で、市内には歴史的価値のある文化財が多数現存しています。それらの多くは、老朽化が進んでおり災害等によるリスクが高まっています。適切に対処し、保全に努めてください。</p> <p>こうした財政状況を全職員が認識し、機会あるごとに市民に周知し理解していただくことが大切です。より一層の事務事業の合理化を進め、事業の取捨選択を行い、引き続き健全な財政運営に努めてください。</p>	<p>公共施設の適正配置につきましては、千曲市総合管理計画に基づき確実に実施していくとともに、事後保全型から予防保全型の維持管理に転換し、施設の長寿命化によるトータルコストの縮減を図ってまいります。</p> <p>文化財施設の維持管理に対する方向性につきましては、千曲市公共施設再編計画において「文化的価値を有し、貴重な施設であるため、現状を維持する」こととしています。また、千曲市公共施設個別施設計画では施設毎に具体的な工程表を作成しておりますので、計画に沿った保全に努めてまいります。</p> <p>市の財政状況の周知につきましては、決算審査（令和5年度）後に開催された「部長会議」で説明をしたほか、「決算事前説明会（議会向け）」でも説明をさせていただきました。今後、市報やホームページなどの広報媒体を活用し、広報をしていくほか、令和6年度予算編成説明会において、職員へも周知を図ってまいります。</p>

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等
個別事項 1. 土地賃借料の公平性	<p>土地の賃借料については、令和4年度の定期監査でも指摘したところですが、改善に向けた対応をされた課もある一方、進捗がみられない課もありました。昨年度も指摘した、全庁的なガイドラインの作成を早急に進め、事態の解決を図ってください。</p> <p>借地上に公共施設が建設されている場合や賃貸借契約が長期間におよぶことで交渉がしづらいなど、交渉が難航しているケースが見受けられます。交渉する担当者も人事異動で変わるにより、ノウハウが正しく継承されていないと推察します。担当課のみで解決が困難な場合は、弁護士や不動産取引業者等の専門家に依頼することも一つの方策と考えます。公平性の確保という面からも早急に是正してください。</p>	<p>令和5年9月末に取扱基準を策定しました。本取扱基準を策定したことから、既に借受を行っている法人または私人に対して、契約更新の際は取扱基準を丁寧に説明することで、借受額について相手方と十分交渉し、ご理解いただけるよう担当課で対応をしていきます。また、不動産借受け事務チェックリストを設け、担当者のみならず担当部署として借受額について確認を行ってまいります。なお、取扱基準に対して、高く借受しているものだけではなく、公平性の観点から市が安く借りている場合についても見直しを行います。</p>